

技術科の授業研究についての覚書

佐々木 享

1 教育内容研究の重要性

多くの教師は生活の面でも教育活動の面でも自分の常識によりかかっていることを行なう場合が多いが、教える内容を深く批判的に研究するということはしばしばその教師自身の“常識”の変革を要請する。教育内容研究は、反動的な攻撃をはねかえすために自らの弱点を克服し自らの思想を変革しなければならないという課題にたつらなっているのである。“授業研究”は教師のみがなす極めて重要な教育内容研究なのである。日々に教師の教える一つ一つが、未来をになう子どものあたまとからだをつくることをおもうとき、私たちは教育内容研究をもっともっと重視しなければならないとおもう。

2 技術科における授業研究の重要性

一般的にいって、理論が正しいかどうかは実践（この場合は授業）によって検証されるが、このほか、技術科では、授業研究が他教科のほかに重視されなければならない特別な理由がある。

①学習指導要領は、ものづくり・分解整備の学習を技術科の主要な教育内容であり教育方法でなければならぬと強調しているが、このような主張が誤りであることは、理論問題としてだけでなく、授業というぬきさしならない実践によって明らかにされなければならない。

②機械とか電気とかの分野について、いわばプロジェクトごとに、こう教えたいという提案・あるいはこう教えたという報告は、このような研究が全く無意味だというわけではな

いが、その実際の授業で何がどのように教えられる（た）のかをあいまいにしておき、授業をすすめるうえでの誤りをただしたり、問題をいっそう深く研究することを困難にしよう。

③学習指導要領による技術科教育のもつ本質的な欠陥は、授業という具体的な事実によってきまこまかに明らかにされなければならないし、正しい技術教育の前進をねがうものも、何がどのように教えらるべきかということとはたんに理論としてだけでなく、授業研究を通して他の教師に対しても説得的なかたちであきらかにされなければならない。

3 授業研究をすすめるために

①授業研究をすすめる場合、授業の前に、共同研究者と授業者とが一諸になって、教材（教育内容）と授業のすすめ方についてめんみにつに検討しておかなくてはならない。もちろん、一ばん重要なことは扱おうとする教材が教えるに価するかどうかという問題である。

②授業案は、教えらるべき概念自体はもちろん、それらの相互関係をふくめて、図式化でなく、文章化されなければならない。文章化（数式化をふくめて）できないような概念は教えることができないし、したがって子どもが学ぶこともできないのである。

③緻密な研究をするためには、一見ムダゴトと思われるような子どもの発言をもふくめて、授業の内容（教師や生徒の発言や動作・板書）はできるだけ正確に記録されるべきである。

④授業後の研究が、最終的に授業研究の成否を左右するであろう。自由な相互批判なしに

研究の前進はあり得ないのだが、残念だが現在の教育界はこの風潮に欠けている。事実に基づいた科学的な相互批判が必要であり、“知ったふり”“あげ足とり”は慎むべきであり、気づかなかったこと・知らなかつたことを指摘されたときには謙虚に学ぶべきである。

⑤授業の内容を研究討議する場合の一つの重要な観点は、授業者の主観的意図とはなれて、授業を受ける子どもに理解できたのか、でき

る内容だったのかどうかという観点に立つことである。

⑥授業者は、研究の過程で、場合によっては深刻な批判を受けることもありうるが、それだけに授業者が学ぶものは最も大きいはずである。また、そうなるように研究を組織することが重要である。

⑦研究の結果明らかにされた成果は、私物化せず、共通の宝になるように公表すべきである。

再び免許状問題をめぐって

原 正 敏

前号(56号)では、大田さとし氏に教育行政学者の立場からこの問題を論じてもらった。5月24日の例会に間に合わせることばかり念頭にあって、内容をよく読まずに印刷に回してしまったのだが、出来上がったものをみて、がっかりしたというのが卒直な感想。「技術科」の教師の誰れもが知っていること以外は何も書かれていないといって過言ではなからう。この問題が教研集会などで活発に論議されるようになって既に3年。民主的な教育行政学者さえ、この程度の理解かと思うと、暗然たらざるをえない。

そればかりでなく、氏はわれわれの書いたものを誤って理解されているようでもある。例えば6頁右段中頃に“性による能力差という資本の要求と圧力を背景に男女別学・「半級」編成をより強化している点に……”と書かれているが、「男女別学・半級編成をより強化……」というのはどういう意味なのであるだろうか。技術・家庭科の授業が一クラスを男女にわけそれぞれ半級編成で行なわれているものと思っておられるのだろうか。そうだとしたら、多人数授業で苦しんでる「技術科」教師の労働条件が、教育学者には全く理解されていないことになる。

われわれが大田氏に期待した具体的な問題の一つは、教職免許法施行規則・付則の別表

にある免許状表面の記載注意にある授与条件の欄に、普通は記されるべき「修得科目の種類及び単位数、修得した学校又は教育機関の名称」や「学校又は教育機関の名称、卒業又は修了の年月日」の記載がなく、単にいわゆる12日間講習を受けたことだけを記した技術の二級免が、通常の授与条件を裏書きした二級免と全く同じ効力をもつのかどうか。また職業一級から技術二級に権利の侵害を被った技術科教師が一級免取得の途をきりひらく斗いをどう展開すべきなのか、といった点について期待していたのである。

前者についていえば、教研集会での報告では、各県教委は必ずしも明確な考えを持っていないようであった。長崎県では技術科のサークルおよび教組と県教委との交渉の過程で、12日講習による免許状が正式の二級免であることを確認させている。後者については、一級免取得のための講習会を県でひらかせることを要求するという方針がとられた。当初県教委には大学が協力してくれないだろうということを理由に認定講習を主催する意志を示さなかったが、サークルおよび教組の大学への働きかけから大学が協力を約し、条件さえそろえば実施できる見通しになった。そして同サークルは今後の獲得目標として①所要経費全額公費負担、②必要単位数を値切るこ